

佐賀市物品の調達における電子入札運用基準

佐賀市物品の調達における電子入札運用基準（平成25年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この運用基準は、佐賀市電子入札執行要領（平成28年4月1日施行。以下「執行要領」という。）の規定に基づき、電子入札システムを使用して行う物品の調達に係る入札等及びこれに関する一連の手続きに関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この運用基準における用語の意義は、執行要領の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 電子入札参加資格者 佐賀市競争入札参加資格者名簿に登録されている法人又は個人で、電子入札システムの利用者情報を登録した者をいう。
- (2) 随意契約方式（複数参加・少額）システム 電子入札システムにおける物品調達用のシステムで、電子入札システムの案件登録時に入札又は見積書を徴取する電子入札参加資格者を選定するシステムをいう。
- (3) 随意契約方式（オープンカウンタ）システム 電子入札システムにおける物品調達用のシステムで、電子入札システムの案件登録時には、入札又は見積書を徴取する電子入札参加資格者を選定しないシステムをいう。
- (4) ダウンロード用パスワード 電子入札の添付ファイルをダウンロードするためのパスワードをいう。

（電子入札の対象となる案件）

第3条 執行要領第3条の規定による電子入札の対象となる物品等の案件は、当分の間、事務用品、一般印刷及びフォーム印刷の案件とする。ただし、次の案件を除く。

- (1) 仕様内容が特殊である等の理由により、電子入札では3者以上の入札又は見積書の徴取が見込めない案件
- (2) 電子入札が不調となり、これ以上の電子入札での入札又は見積書の徴取が見込めない案件
- (3) その他電子入札を行うことが適当でないと判断される案件

（ユーザID等の再発行）

第4条 執行要領第7条第2項の規定によるユーザID・パスワード再発行の申請があった場合は、次に掲げる手続きを行うこととする。

- (1) 市長は、佐賀市電子入札ユーザID・パスワード再発行申請書を受理したときは、電子入札システム管理者によりパスワードの変更を行い、変更により新たに作成したパスワードを、仮パスワードとする。
- (2) 市長は、前号で作成した仮パスワードを、佐賀市電子入札システムユーザID・仮パスワード再発行通知書（以下「再発行通知書」という。）により、当該申請者に交付するものとする。また、再発行通知書は写しを控えとして保管するものとする。
- (3) 再発行通知書の交付については、原則として、佐賀市競争入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは受任者に直接交付しなければならない。やむ

を得ず、郵送にて再発行通知書を交付する場合は、書留扱いで郵送を行うものとする。

- (4) 再発行通知書を代表者又は受任者以外の者が受領する場合は、委任状を提示しなければならない。
- (5) 再発行通知書を受領する者は、受領時において佐賀市電子入札システムユーザID・仮パスワード受領書（以下「受領書」という。）に受領印を押印し、受領書の写しを控えとして保管しなければならない。また、郵送にて再発行通知書を受領した場合は、受領印を押印した受領書を、書留扱いで返送しなければならない。
- (6) 当該再発行申請者は、受理した仮パスワードを、電子入札システムにおいて速やかに変更処理し、変更後、その旨を市長に連絡しなければならない。

（電子入札システムにおける入札方法）

第5条 指名競争入札に準ずる見積り案件については、随意契約方式（複数参加・少額）システムを使用するものとし、条件付き一般競争入札に準ずる見積り案件については、随意契約方式（オープンカウンタ）システムを使用するものとする。

- 2 指名競争入札案件においては、「随意契約方式（複数参加・少額）システム」を「指名競争入札方式システム」と読み替えて使用するものとする。

（ダウンロード用パスワードの取扱い）

第6条 随意契約方式（複数参加・少額）システムにおいては、案件登録時に選定した電子入札参加資格者に対し、ダウンロード用パスワードを交付するものとする。また、随意契約方式（オープンカウンタ）システムにおいては、共通のダウンロード用パスワードを使用するものとし、電子入札参加資格者に対し、事前に交付するものとする。

- 2 ダウンロード用パスワードの交付については、郵送による交付とし、電話や窓口等での交付は行わないものとする。また、電子入札参加資格者におけるダウンロード用パスワードの管理については、十分に注意するよう指導し、再交付についても交付と同様に郵送による交付とする。

（備考欄等の使用）

第7条 執行要領第8条の規定により電子入札の案件登録を行う際に、当該案件における留意事項等があるときは、「条件1」欄、「条件2」欄又は「備考」欄にその内容を記載する。

（案件の公開）

第8条 電子入札を行う案件については、原則として、電子入札システム上でのみ案件を公開する。ただし、随意契約方式（オープンカウンタ）システムを使用する場合は、窓口においても案件の公開を行うものとし、見本等がある場合は、見本等の提示を行う。

（同等品審査）

第9条 電子入札参加資格者は、電子入札の事務用品の案件において、参考品又は指定品以外の物品で入札等を行う場合は、入札等を行う前に同等品審査を受け、入札書等の提出締切日時までに提出しなければならない。

- 2 同等品審査を受ける電子入札参加資格者は、規格のわかるカタログ等の書類を担当課に提示し、担当課において承認印を受けなければならない。
- 3 前項で承認印を受けた電子入札参加資格者は、電子入札で入札等を行う際に、入札金

額等の内訳明細書と併せてそのカタログ等の書類を提出するなどの方法で市長に対して当該書類を提出しなければならない。

(諸様式)

第10条 この運用基準に関する文書の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式名称	関係条文
1	佐賀市電子入札システムユーザID・パスワード再発行申請書	第4条
2	佐賀市電子入札システムユーザID・仮パスワード再発行通知書	第4条
3	佐賀市電子入札システムユーザID・仮パスワード受領書	第4条

(様式第1号)

佐賀市電子入札システムユーザ ID・パスワード再発行申請書

年 月 日

佐賀市長様

申請者 住所：
会社名：
代表者名： 印

下記の理由により、ユーザ ID・パスワードを忘失・紛失してしまいましたので、再発行を申請します。

記

【忘失・紛失理由】

--	--

パスワード登録	通知書発行

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

佐賀市長
(公 印 省 略)

佐賀市電子入札システムユーザID・仮パスワード再発行通知書

先に申請のありました佐賀市電子入札システムユーザID・パスワード再発行申請書について、下記のとおりユーザID・仮パスワードを通知いたします。

記

ユーザID : _____

仮パスワード : _____

※ 仮パスワードは、受領後、速やかに変更をしてください。

(様式第3号)

佐賀市電子入札システムユーザID・仮パスワード受領書

先に提出した再発行申請書に伴うユーザID・仮パスワードを受領しました。受領した仮パスワードは、速やかに変更し、報告をいたします。

仮パスワードを変更しないまま使用した場合に生じた、第三者の不正使用等については、一切の責任を当社が負うことを誓約いたします。

また、ユーザID・パスワードの管理につきましては、今後、忘失・紛失することのない様、厳重に管理することを誓約します。

佐 賀 市 長 様

年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

代 理 人

印

(※代理人の場合は、委任状が必要です。)